

議案第40号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年5月31日提出

加西市長 西村 和平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第11条を次のように改める。

第11条 削除

附則第12条の2を附則第12条の3とし、附則第12条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第12条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第18条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第33条第1項中「この条において」を「この項において」に、「f) については」を「f) がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の右に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第35条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第11条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定及び附則第18条の2第1項の規定 平成25年4月1日

(3) 第36条の2第1項ただし書きの改正規定 平成26年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の市税条例附則第11条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

第3条 改正後の市税条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日以前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(審議資料)

次の法律の公布・施行に伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正するもの

- ① 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 115 号）
【平成 23 年 12 月 2 日公布】
- ② 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）
【平成 23 年 12 月 2 日公布】
- ③ 地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号）
【平成 23 年 12 月 14 日公布】
- ④ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）【平成 24 年 3 月 31 日公布】

【改正要旨】

1 個人市民税関係

- (1) 退職所得の 10% 税額控除の廃止（第 11 条削除）

【施行期日：平成 25 年 1 月 1 日】上記法律①に該当

- (2) 均等割の税率の引き上げ（附則第 35 条）

【施行期日：公布の日】上記法律②に該当

平成 26 年度から平成 35 年度までの間、個人住民税の均等割額を引き上げる。

現行 3,000 円 → 改正後 3,500 円

- (3) 年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化（第 36 条の 2）

【施行期日：平成 26 年 1 月 1 日】上記法律④に該当

所得税において、年金所得者に係る源泉徴収税額の計算で控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除が加えられたことにより、適用の有無を把握することが可能となったことから、個人市民税においても、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとするもの

2 市たばこ税関係

市たばこ税の税率の引き上げ（第 95 条、附則第 18 条の 2）

【施行期日：平成 25 年 4 月 1 日】上記法律①に該当

<旧 3 級品以外>

	現行	改正後	増減
市たばこ税（1,000 本につき）	4,618 円	5,262 円	+644 円
県たばこ税（1,000 本につき）	1,504 円	860 円	▲644 円

<旧 3 級品>

	現行	改正後	増減
市たばこ税（1,000 本につき）	2,190 円	2,495 円	+305 円
県たばこ税（1,000 本につき）	716 円	411 円	▲305 円

3 固定資産税関係

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入（附則第 12 条の 2）

【施行期日：公布の日】上記法律④に該当

- (1) 公害防止用の下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 4 分の 3
- (2) 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 3 分の 2

4 その他

東日本大震災の被災者の負担軽減等に係る関係法令の改正に伴う引用条項等条文整理（附則第 33 条）

【施行期日：公布の日】 上記法律③に該当